

危険空き家の除却費用の一部を補助します

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化した危険な空き家住居の除却を行う方に対し、除却費の一部（最大80万円）を補助します。

1. 対象建築物

次の①から⑤の要件をすべて満たす建築物が対象建築物となります。

- ① 大洲市内にあること
- ② 居住の用に供する建築物であって、1年以上使用している者がいない空き家住宅であること
- ③ 構造の腐朽又は破損が著しく危険性が大きいもの（住宅地区改良法に基づく不良度判定100点以上）
- ④ 建物が2戸以上立ち並んでいる道路の沿道にあること
- ⑤ 倒壊すれば、前面の道路を塞ぎ、避難等に支障をきたす恐れがあるもの（道路境界線から45°の線を引き、老朽危険家屋等に干渉）

2. 対象者

次の①から③のいずれかに該当する方が対象となります。ただし、①から③に該当する方であっても、市税等の滞納のある方や、他の権利者（抵当権設定者など）からの同意の得られない方は対象となりません。

- ① 登記簿（未登記の場合は固定資産関係資料）上の所有者
- ② ①の相続人
- ③ ①又は②の方から、対象建築物の除却についての委任を受けた方

3. 対象工事

次の①から③をすべて満たす工事が対象工事となります。

- ① 大洲市内に本店又は支店等の事業所を有し、かつ建設業の許可又は解体工事業の登録を受けた者に請け負わせる除却工事であること
- ② 建築物のすべてを除却する除却工事であること
- ③ 他の制度等により補助金の交付を受けない除却工事であること

4. 補助対象経費

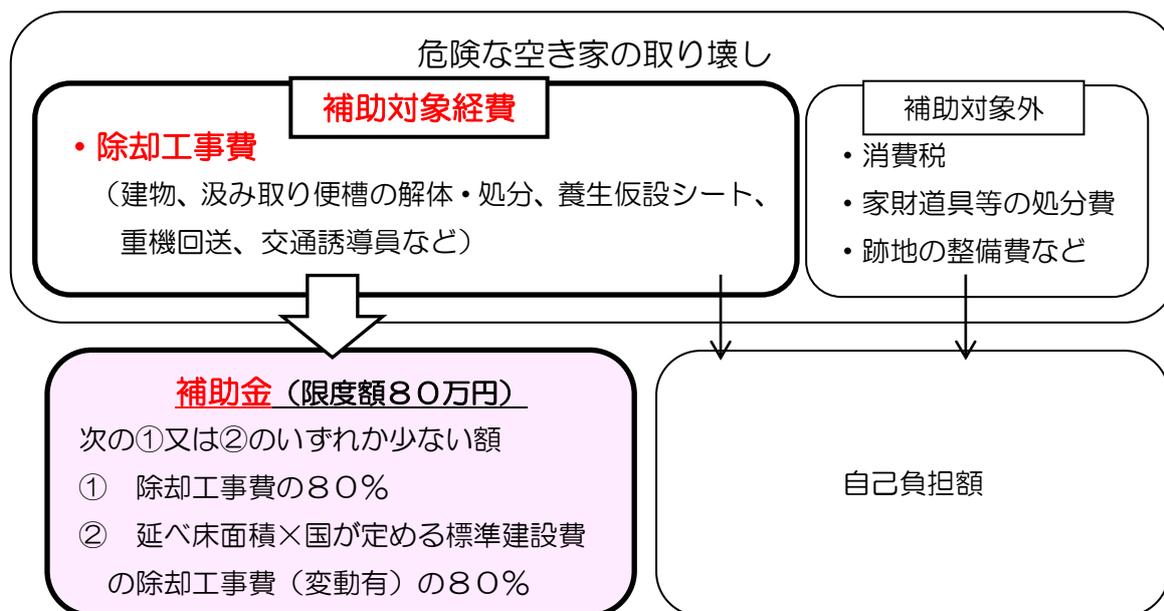
建築物の除却工事費が補助の対象となります。消費税及び建物内の家財道具等の処分費用、撤去後の整備（舗装工事等）などにかかる費用は、補助の対象ではありません。

5. 補助金の額

補助金の額は、次の①又は②のいずれか少ない額となります。（補助上限額80万円）

- ① 補助対象経費の10分の8
- ② 国土交通省が定める標準建設費の除却工事費の10分の8（毎年変動あり）

【イメージ図】



6. 募集戸数

30戸(先着順)

※募集戸数とは、危険空き家の確認(判定)を受け、補助の対象となった物件(空き家)の事を指します。

7. 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和7年1月31日(金)まで

※危険空き家の確認(判定)を行う「事前調査申出書」については、募集期間後も随時受け付けします。

8. 申込み方法

都市整備課窓口で受け付けております。関係資料を添付して提出してください。

また、申込書は、市のホームページでも掲載しておりますのでダウンロードしてご利用ください。

9. 必ずお読みください

- ① 補助を受けるためには、市へ事前調査を申し出て、危険空き家の確認(判定)を受ける必要があります。なお、要件を満たさない場合は、補助の対象となりません。
- ② 交付決定を受ける前に、工事の契約又は着手された場合は、本補助金の対象となりません。
- ③ 住宅を滅失することにより、住宅用地の特例が適用されなくなり、翌年から土地の税額が増加する場合があります。詳しくは、税務課固定資産税係までお尋ねください。(Tel 0893-24-1711)

お問い合わせ先 **大洲市 都市整備課 建築係**

Tel:24-1719

※補助金の詳しい内容や空き家のご相談など、気軽にお問い合わせください。